

令和 7 年度

磐田市水道施設巡回点検業務委託

(その 2)

仕 様 書

令和7年度 磐田市水道施設巡回点検業務委託（その2）仕様書

本仕様書は、磐田市水道事業（以下「甲」という。）が委託する水道施設巡回点検業務（以下「本業務」という。）において受託者（以下「乙」という。）が、その実施に必要な事項を定めるものとする。

1. 業務の目的

磐田市水道事業が目的とする安全かつ安全な水道水の供給目指し、甲が管理する水道施設の日常的な点検業務を適切に行うことを目的とする。

2. 業務の範囲

業務の対象は、下記の水道施設とする。なお、業務の実施は、「磐田市水道施設巡回点検業務対象施設位置図（資料1）」に定めるように市域を北コース・南コースに分けて隔日を行うことを基本とする。

ただし、業務期間中の概ね20日間については、甲の指定する日を甲乙の協議を経て北コース・南コースの双方を乙の業務対処とする。なお、この協議については、当該指定日の5営業日以上前に行う。

記

- | | | |
|-----------------|------------|------|
| 1 岩田送水ポンプ場兼第1水源 | 勾坂中1498-1 | 南コース |
| 2 藤上原配水場 | 藤上原133-15 | 北コース |
| 3 勾坂配水場 | 勾坂中306-1 | 南コース |
| 4 向笠西配水場 | 向笠西676-9 | 北コース |
| 5 見付配水場 | 見付2262 | 北コース |
| 6 東大久保配水場 | 西貝塚3781-3 | 北コース |
| 7 長池配水場 | 大原3978-3 | 南コース |
| 8 福田中島第2配水場 | 福田中島2464-1 | 南コース |
| 9 豊浜配水場 | 豊浜533 | 南コース |
| 10 江口水源 | 豊岡6567-2 | 南コース |
| 11 豊岡配水場 | 豊岡2965-1 | 南コース |
| 12 高見丘配水場 | 高見丘992-1 | 南コース |
| 13 小立野配水場 | 小立野66-1 | 南コース |
| 14 森下水源 | 森下300-2 | 南コース |
| 15 池田水源 | 池田139 | 南コース |
| 16 東名水源 | 東名148-4 | 南コース |
| 17 小立野水源 | 小立野458-1 | 南コース |

- | | | | |
|----|--------------------|-------------------|------|
| 18 | 上本郷水源 | 上本郷 1 0 0 9 - 4 | 南コース |
| 19 | 気子島水源 | 気子島 9 5 5 | 南コース |
| 20 | 社山配水場（第 1・第 2 配水池） | 社山 4 3 7 - 9 | 北コース |
| 21 | 岩室配水場 | 岩室 2 1 2 - 2 | 北コース |
| 22 | 虫生中継ポンプ場兼配水場 | 虫生 2 1 9 - 7 | 北コース |
| 23 | 上神増水源ポンプ場 | 上神増 2 5 6 8 | 北コース |
| 24 | 大平ポンプ場 | 大平 8 2 - 8 | 北コース |
| 25 | 虫生ポンプ場 | 虫生 2 4 - 3 | 北コース |
| 26 | 家田・岩室ポンプ場 | 家田 4 2 2 - 9 | 北コース |
| 27 | 合代島加圧ポンプ場 | 合代島 1 6 - 5 | 北コース |
| 28 | 下野部配水場 | 下野部 1 9 0 5 - 2 4 | 北コース |

3. 業務の期間と日時

(1)期間

本業務の契約期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和年 8 年 5 月 31 日とする。

(2)日時

①実施日

業務を行う日は、次に掲げる日を除く日とする。

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

②実施時間

業務は、午前 8 時 30 分の「点検業務日誌」の提出による前日の業務報告から開始し、遅くも午後 5 時に終了すること。

4. 適用

本業務は、本仕様書及び契約書に従い履行しなければならない。なお当該規定によらない不測の事態や疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議をする。

5. 法令の遵守と個人情報及び守秘義務

乙は、履行に当たり関連する諸法令及び条例等を順守しなければならない。

(1)個人情報の保護

乙は、本業務で知り得た市民・市職員等に関する個人情報の取り扱いについて、漏えい・紛失・毀損の防止等の適切な管理に必要な措置を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の他関連法令に準拠して講じるものとする。併せて本業務に係る情報資産の安全性を確保しなければならない。

(2)秘密の保持

本業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報
を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業
務上知り得た一切のことについて第三者に漏らしてはならない。

6. 公益確保の義務

乙は、業務の履行に当たり公共の安全、環境その他の公益を害することの無いよう
努めなければならない。

7. 事故時の対応

乙は、本委託業務に関し事故等が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有
無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報を書面により報告し、甲の
指示に従わなければならない。

8. 打合せ

業務の実施に関する打合を次のとおり行う。このとき中間打合は、甲乙いずれ
かの必要に応じて都度実施するものとする。また打合後は、速やかに乙が議事録を
作成し甲へ提出・確認を求める。

(1) 初回打合

業務目的・作業内容・工程、及び提供情報等の確認等

(2) 中間打合

業務進捗状況、課題・問題点の報告、意見調整等

(3) 最終打合

業務の完了報告に関すること等

9. 提出書類

乙は、業務の履行にあたり甲の指定する期日までに次の書類を提出し承認を得な
ければならない。このとき提出数量及び形態等は、甲が指定するものとし、必
要に応じて電子データで納品しなければならない。

なお、承諾された事項を乙が変更しようとする場合は、その理由を明確にして、甲
の承諾を受けたうえで再提出しなければならない。

①業務着手届

②業務責任者選任通知書

③業務従事書名簿

④業務計画書（全体・月間）

⑤日常点検簿

⑥月間業務実績報告書

⑦業務完了届

⑧業務完了報告書

⑨その他甲が必要と認めるもの

10. 監督員

甲は、業務の適切かつ円滑な履行を目的に監督員を置き、その氏名を受注者に「監督員通知書（様式第1号）」により契約後速やかに乙へ通知する。なお、監督員を変更した場合も同様とする。

11. 受託の体制

(1) 人員の配置

乙は、次に掲げる人員体制を確保し、甲の指定する日までに業務責任者選任通知書及び業務従事者名簿により報告し承認を得るものとする。また、いずれの人員も乙と雇用関係にある者で、水道法（昭和32年法律第177号）その他関係法令の遵守、個人情報保護、守秘義務の徹底することに加え、市民に対するマナー等の接遇に関する能力を有すること。

①業務責任者

本業務の内容及び関係法令等に精通し、業務従事者の指揮監督を含む業務全体の管理監督及び甲と連絡調整を行う

②業務従事者

本業務の実務を行う

(2) 従事者の変更

乙が従事者を変更しようとする場合は、事前に書面で5営業日以内に甲の承諾を得ることとする。なお甲は、従事者が次に掲げる事項に該当すると判断した場合に、乙へ従事者の変更を求めることができる。このとき乙は、10営業日以内に新たな従事者を専任し甲へ届け出るとともに、配布した身分証明書を返納すること。

①公序良俗に反する行為があった場合

②勤務態度の不良が認められた場合

③業務の実態に著しい不適正を認めた場合

④資質及び職に対し不備が認められた場合

(3) 業務の体制

乙は、業務の円滑な遂行に足りる十分な員数の業務従事者を配置する中で、天候や交通環境の状況等の外的要因及びその傾向により適宜増減させる。

(4) 身分の証明

甲は、業務従事者に対し身分証明書を発行し、従事者は常時これを携帯しなければならない。また乙は、従事者へ身分等を明らかにする装備を身につけさせるとともに、乙の発行する身分証明書を常時携帯させること。

(5) 安全衛生管理

①乙は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

②乙は、従事者に対して水道法第 21 条第 1 項に規定する健康診断を行い、その結果を甲へ報告するものとする。

12. 業務の内容

乙は、次に掲げる業務を行う。なお実施については、「磐田市水道施設巡回点検業務対象施設位置図（資料 1）」に定める北コース・南コースを隔日に行うことを基本とする。

(1)水質の検査

甲が指定する場所で採水した水道水を水道法第 20 条及び水道法施行規則第 15 条 1 項イを参酌する中で、次のように検査する。なお、検査の実施により異常等を感知した場合は、直ちに監督員へ通報する。

①頻度

1 日 1 回

②項目

色・濁り・消毒の残留効果・臭い・水温（5 項目）

③方法

- | | |
|----------|------------------|
| ①色、濁り | 目視による確認 |
| ②消毒の残留効果 | 残留塩素測定器用いた簡易的な確認 |
| ③臭い | 臭覚による確認 |
| ④水温 | 水温計による測定 |

④記録

水質検査の結果は、「点検業務日誌」に記録し、翌日の始業時に甲に報告するとともに、月度で集計して翌月の 5 営業日以内に甲に提出する。

(2)機器の管理

機器管理は、機器の性能や十分な機能確保を目的に行う。

①制御盤制の管理

異常や警報の表示を確認する。異常等が表示された場合は、可能な限り異常箇所や原因等の発見に努めるとともに、直ちに監督員へ通報する。

また異常等が確認されなかった場合もランプの点灯テストを行うとともに、必要な場合は電球等の交換を行う。

②塩素注入装置の管理

塩素注入装置に内在した空気を排除する。

(3)場内管理

場内管理は、自然環境等の外的要因から施設を保護するとともに、施設の状況を良好に保つことを目的とする。

①排水管理

降雨等の影響により施設内へ侵入した水等を認めた場合は、甲が配置した雨水ポンプ等の稼働により速やかに排除する。また、施設内の異常な水滞留を認めた

場合は、可能な限り原因を探るとともに、甲へ報告する。

②清掃管理

事故の原因となる若しくは、著しく美観を損なう可能性のある枝葉やゴミ等を撤去する。

(4)緊急事態の発生

本業務の実施中に通常想定されない自然災害や大規模事故等の発生により業務及び業務の対象施設に大きな影響を被った場合は、直ちに監督員へ通報するとともに、可能な現場対応に務めるものとする。

13. 経費の負担

乙は、本業務に必要なとする次の経費を負担する。

①車両に関する経費（燃料費を含む）

②測定機器、備品、試薬及び事務用品に関する費用

③印刷・製本に関する費用

④通信・運搬に関する費用

⑤駐車場等の業務従事者に必要な駐車場等に関する費用

⑥仕様書や契約書に特段の明記のないものであっても、乙が業務の範囲と認めるものについては、乙の負担とする。

⑦上記①から⑥に該当しない費用は、甲乙の協議により負担を決定する。

14. 検査

受託者は、業務を完了、若しくは一部を完了したときは、その旨を甲へ書面により通知したうえで、10日以内に完了を確認する検査を受けなければならない。

また甲は、業務完了の期限前であっても、業務の適正な履行を確認する目的で検査を行うことができる。

15. 事務の引継ぎ

乙は、甲が必要と判断した場合に業務の次期受託者へ事務の引き継ぎを行うこととする。

16. その他

(1)本仕様書は、本業務委託の履行に際し最低限の必要事項を掲載したものであり、本仕様書に掲載のない事項について乙の新たな提案を否定するものではない。

(2)乙は、業務の履行に必要な資料の貸与を書面により甲へ求めることができる。このとき甲は、可能な限り乙の求めに応じることとする。

(3)甲は、必要に応じて乙に業務の進捗・疑義の確認等について随時報告を求めることができる。

(4)乙が業務の円滑な履行に対し疑義等が生じた場合は、都度甲と協議するものとする。

る。この協議に関する記録は、乙が速やかに書面で作成して甲に確認を求める。

(5)成果物の納品後であっても、乙の責めによる不備が発見された場合は、直ちに乙の責任において必要な措置を行う。なお、この経費は乙の負担とする。

(6)本業務で得られた成果物の所有権・著作権及び利用権は、甲帰属するものとする。このため乙は、著作権を行使できない。

17. 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項は、甲乙が都度協議のうえ決定する。

18. 連絡先

磐田市環境水道部 上下水道工事課 施設グループ 中安

所在地 〒437-1292 静岡県磐田市福田 400 番地

電 話 0538-58-3281（直通） F A X 0538-58-3271

メール jogesui-koji@city.iwata.lg.jp